

（仮称）宇多津新給食センター整備運営事業について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年 7 月 30 日法律第 117 号）第 7 条の規定に基づく民間事業者の選定のため、公募を開始しましたので公表します。

平成 17 年 11 月 4 日

宇多津町長 谷川 実

(仮称)宇多津新給食センター整備運営事業

募集要綱

平成 17 年 11 月

宇 多 津 町

目 次

1 募集要綱の位置付け	1
2 事業の概要	1
3 応募に関する条件等	6
4 事業者の選定	9
4 - 1 審査及び選定に関する事項	9
4 - 2 契約に関する事項	11
5 募集及び選定スケジュール	12
5 - 1 募集及び選定スケジュール	12
5 - 2 応募手続き等	12
6 提出書類	15
6 - 1 資格審査の提出書類	15
6 - 2 提案書審査の提出書類	15
6 - 3 提出書類作成要領	17
7 その他の事項	19

1 募集要綱の位置付け

(仮称)宇多津新給食センター整備運営事業募集要綱(以下「募集要綱」という。)は、宇多津町(以下「町」という。)が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年7月30日法律第117号。以下「PFI法」という。)に基づき特定事業と選定した「(仮称)宇多津新給食センター整備運営事業」(以下「本事業」という。)を実施するにあたり、応募者を対象に配付する書類である。また、募集要綱に添付する(仮称)宇多津新給食センター整備運営事業要求水準書(以下「要求水準書」という。)(仮称)宇多津新給食センター整備運営事業優先交渉権者決定基準(以下「優先交渉権者決定基準」という。)及び(仮称)宇多津新給食センター整備運営事業契約書(案)(以下「事業契約書(案)」という。)は、募集要綱と一体のもの(以下「募集要綱等」という。)とする。

なお、募集要綱等と既に公表済みの実施方針及び「実施方針に関する質問回答」に相違がある場合は、募集要綱等の規定が優先するものとする。

また、募集要綱等に記載がない事項については、実施方針、「実施方針に関する質問回答」及び「募集要綱等に関する質問回答」によることとする。

2 事業の概要

(1) 事業目的

現在の宇多津町学校給食共同調理場は老朽化しているとともに、「学校給食衛生管理の基準」の改定に伴う、ドライ方式設備の導入、非汚染区域・汚染区域の区分による衛生管理の徹底への対応が困難な状況にある。

また、学校給食に対する多様なニーズに対応する必要があり、新たな給食センターの整備が求められている。

しかしながら、町の財政状況は厳しく、従来以上の「より効率的な運営」を図るとともに、民間が有する食品衛生に関するノウハウを活用し、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(以下「PFI法」という。)に基づく事業手法を用いることにより、さらに安全・安心な学校給食の実現を図ることとした。

(2) 事業名称

(仮称)宇多津新給食センター整備運営事業

(3) 事業方式

本事業は、PFI法に基づき、町と事業契約を締結し当該特定事業を実施する事業者(以下「事業者」という。)が本施設を設計及び建設し、完工後は町が本施設を所有し、事業者が本施設の維持管理業務及び一部の運営業務を実施する、BTO(Build-Transfer-Operate)方式とする。

(4) 事業期間

事業期間は、事業契約締結日から平成 39 年 3 月 31 日までの約 21 年間を予定し、次のとおりとする。

設計・建設期間	平成 18 年 4 月から平成 19 年 2 月 (11 ヶ月間)
本施設の所有権移転	平成 19 年 2 月 28 日
開業準備期間	平成 19 年 3 月 (1 ヶ月間)
維持管理・運営期間	平成 19 年 4 月から平成 39 年 3 月 (20 年間)

(5) 事業に供される公共施設等の種類等

公共施設等の種類

学校給食センター

立地条件

- (ア) 建設予定地：香川県綾歌郡宇多津町 2628 番地 993 (町所有地)
- (イ) 用途地域：準工業地域
- (ウ) 建ぺい率：60%
- (エ) 容積率：200%
- (オ) 敷地面積：約 3,305.81 m²

公共施設等の管理者の名称

宇多津町長 谷川 実

施設規模

1 日当たり 2,100 食 (最大供給食数 2,300 食) が無理なく供給できる施設とする。

施設内容

本施設に必要な諸室は以下のとおりとする。なお、町として施設・設備等に要求する機能水準については「要求水準書」で示す。

本体施設	給食エリア	検収室、食品庫、冷蔵庫、冷凍庫、下処理室、計量室、割卵室、調理室、特別調理室、保育食調理室、揚物・焼物室、和え物室、米庫、炊飯室、コンテナ室、器具洗浄室、洗浄室、配送風除室、回収風除室、準備室、油庫 等
	事務エリア	事務室、会議室、洗濯室、調理員用休憩室、調理員用更衣室、事務職員用更衣室、シャワー室、調理員用便所、事務職員用便所、外来者用便所、多目的便所、倉庫 等
	その他	玄関ホール、調理見学スペース、プラットホーム 等
付帯施設	廃棄物庫、排水処理施設 等	
外構等	駐車場、フェンス、門扉、構内舗装、場内排水、洗車場、植栽、構内外灯 等	

(6) 事業者の業務範囲

本事業は、PFI法に基づき、町と事業契約を締結し当該特定事業を実施する事業者（以下「事業者」という。）が、新給食センターの施設設計・建設業務、維持管理業務、運営業務等を行うことを業務の範囲とする。

具体的な業務の範囲については、「要求水準書」で詳細に示すが、その概要は次のとおりである。

施設の設計・建設業務

- (ア) 施設の設計・建設業務
- (イ) 外構の設計・建設業務
- (ウ) 調理設備の設置業務
- (エ) 施設備品の設置業務（調理備品、食器・食缶等の調達業務を含む）
- (オ) 工事監理業務
- (カ) 建築確認申請等の手続業務及び関連業務

施設の維持管理業務

- (ア) 建築物保守管理業務（建築物の修繕業務を含む）
- (イ) 建築設備保守管理業務（建築設備の修繕業務を含む）
- (ウ) 外構等保守管理業務（外構の修繕業務を含む）
- (エ) 調理設備保守管理業務（調理設備の修繕業務を含む）
- (オ) 清掃業務
- (カ) 警備業務

運営業務（学校給食に係る業務）

- (ア) 食材調達業務
- (イ) 検収業務
- (ウ) 調理業務（下処理業務、配缶業務を含む）
- (エ) 配送・回収業務
- (オ) 洗浄・残滓等処理業務
- (カ) 運営備品の調達業務（配送車等の調達業務を含む）
- (キ) 衛生管理業務

町への施設の所有権移転業務

(7) 町が行う業務

本事業において、町が実施する主な業務は次のとおりである。

(ア) 献立作成業務

(1) 給食費の徴収管理

(ウ) 食数調整

(8) 町の支払いに関する事項

町は、本事業において事業者が提供するサービスに対し、事業契約書に定めるサービスの対価を施設の供用開始から事業期間終了時まで、定期的に支払う。サービスの対価は、事業者が実施する設計業務、建設業務、維持管理業務及び運営業務の対価からなる。

本施設の設計及び建設の対価

(ア) 町は、本施設の建設に係る国庫補助金が町に交付される場合には、事業者に対して、あらかじめ定める額を建設一時金として支払う。

(イ) 町は、維持管理及び運営期間中、事業者に対して、事業者が実施する本事業に要する費用のうち、本施設の設計及び建設に係る初期投資に相当する金額から上記の建設一時金を控除した額を、サービス対価として割賦方式により支払う。

維持管理及び運営の対価

(ア) 町は、維持管理及び運営期間中、本施設の維持管理及び運営に係る対価を、サービス対価として、物価変動を勘案して定める額を事業者を支払う。サービス対価は、物価変動に基づき、改定する。

(9) 事業期間終了時の措置

事業期間の終了時、事業者は当該施設から速やかに退去する。町は、経済合理性等を考慮し、事業終了後の当該施設の維持管理業務等につき必要に応じ事業者と協議する。

(10) 法制上の措置

本事業に関する法制上の優遇措置等は想定していない。

(11) 税制上の措置

本事業に関する税制上の優遇措置等は想定していない。

(12) 財政上及び金融上の支援

国庫補助金

町は、本事業において国庫補助金の交付を受けることを前提としているため、事業者は国庫補助金申請に必要な書類等の作成及び支援を行うこと。

その他の財政上又は金融上の支援

事業者が本事業を実施するにあたり、国庫補助金以外の財政上又は金融上の支援を受けることができる可能性がある場合には、町はこれら支援を事業者が受けることができるよう協力する。

町は、事業者に対する補助、出資、保証等の支援は行わない。

(13) 町による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング

モニタリングの詳細については事業契約書（案）で記述するが、概略は以下のとおりである。

モニタリングの目的

町が本事業の目的を達成するために、事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書にて提示される町の要求サービス水準を達成しているか否かを確認するためにモニタリングを行う。

モニタリングの時期

事業のモニタリングは、設計、工事施工、工事完成及び維持管理・運営時の各段階において実施する。

モニタリングの方法

モニタリングの方法については、町が提示した方法に従って町が実施する。事業者は町により要求される資料等を提出することとする。

モニタリングの結果

モニタリングの結果は、町から事業者に対して支払われるサービスの対価の算定及び支払時期の基準となり、要求水準書に提示される町の要求サービス水準を一定以上下回る場合には、支払の延期や支払減額、改善勧告、契約解除等の対象となる。

(14) その他

町は、本事業を実施するための用地の確保と周辺住民等の合意を得るものとする。なお、施設建設、維持管理及び運営に伴う手続きに関する住民等の合意については、事業者自ら得ることとし、町はこれに協力するものとする。

3 応募に関する条件等

(1) 応募者の構成等

応募者の構成等は次のとおりとする。

応募者は、事業範囲に含まれる各業務を実施することを予定する単体企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業により構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とし、応募グループは、代表企業を定めるものとする。応募グループの場合にあっては、事業者に出資する「構成員」と、構成員以外の者で、事業開始後、事業者から直接業務を受託し、又は請け負うことを予定している「協力会社」から構成される。また、各業務の実施においては、本施設を設計する企業（以下「設計企業」という。）本施設を建設する企業（以下「建設企業」という。）及び運営を実施する企業（以下「運営企業」という。）により構成される。

応募者の代表企業、構成員及び協力会社の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合、代表企業を除く構成員及び協力会社の変更については、町は協議を行う。

応募者の構成員及び協力会社は、他の応募者の構成員及び協力会社になることはできない。ただし、町が事業予定者との事業契約を締結後、選定されなかった応募者グループの構成員及び協力会社が、事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。優先交渉権者は、仮契約締結までに宇多津町内にSPCを設立する。

建設企業は、SPCから請け負った建設業務の一部について、第三者に委託、又は下請人を使用することができるが、その際は、当該委託又は請負にかかる契約を締結する前に町に通知することとする。

(2) 応募者の参加資格要件

応募者の構成員及び協力会社は、次の参加資格要件を満たすものとする。

本事業を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有していること。

本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。

設計企業は、次の全ての要件を満たしていること。

(ア) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

(イ) HACCP対応施設に対する相当の知識を有していること。

建設企業は、次の全ての要件を満たしていること。

(ア) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、建築一式工事につき建設業の許可を受けた者であること。

(イ) 経営事項審査（建設業法第27条の23第1項に規定する経営に関する客観的事項の審査をいう。）による建築一式工事に係る客観点数が1,000点以上を有する者であること。

運営企業は、次の全ての要件を満たしていること。

(ア) HACCPに対する相当の知識を有していること。

(イ) 同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上を提供する調理施設（学校給食に限らず）での調理実績を有していること。

(3) 構成員及び協力会社の制限

次に該当する者は、応募者の構成員及び協力会社となることはできない。

地方自治法施行令第 167 条の 4（昭和 22 年政令第 16 号）の規定に該当する者
設計企業及び建設企業においては、国・香川県・宇多津町の指名停止措置を受けている者

会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立をしている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立をしている者
法人税、消費税、法人事業税又は法人町民税を滞納している者

本事業に係るアドバイザー業務に関与した者及びその関連会社

本事業のアドバイザー業務に関与した者は、次のとおりである。

- ・株式会社エイトコンサルタント 岡山市津島京町三丁目 1 - 21
- ・大林・松井法律事務所 岡山市蕃山町 3 - 7

関連会社とは、次の者を言う。

- ・アドバイザー業務に関与した者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有する者又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者
- ・アドバイザー業務に関与した者が、発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有する者又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者
- ・代表権を有する役員が、アドバイザー業務に関与した者の代表権を有する役員を兼ねている者

審査委員会の委員本人、委員が属する企業及びその関連会社

(4) 参加資格の確認

参加資格の確認は、参加表明書の提出日とする。ただし、参加資格確認後、仮契約締結までの期間に、応募者が上記応募者の備えるべき条件等を欠くような事態が生じた場合には、失格とする。

(5) 応募に関する留意事項

提案内容変更の禁止

提出された資料の内容を変更することはできない。

応募の無効に関する事項

次のいずれかに該当する応募は、無効とする。

- (ア) 提出書類に虚偽の記載をした場合。
- (イ) 受付期間を過ぎて提出された場合。
- (ウ) 応募企業あるいは代表企業以外の者が行った応募。
- (エ) 記名押印のない提出書類による応募、又は、必要な記載事項を明示しない提出書類による応募。
- (オ) 誤字又は脱字により意思表示が不明確な提出書類。
- (カ) 本事業の応募に対し、一の応募者により複数の提案がなされた応募。又は、同一事項に関し、複数の提案がなされた応募。
- (キ) その他、応募に関する条件に違反した応募。

提出書類の取扱い

提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。

費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とする。

著作権

応募者から提出された提案書の著作権は、応募者に帰属する。

ただし、町は、本事業の公表及びその他町が必要と認める場合、優先交渉権者として選定された応募者の提案書の一部又は全部を無償で使用でき、また、優先交渉権者選定結果の公表に必要な範囲でその他の応募者の提案書の一部を無償で使用できるものとする。なお、提出を受けた書類は一切返却しない。

特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うこととする。

使用言語及び単位

応募に際して使用する言語は日本語、単位は計量法に定められるもの、通貨単位は円を使用すること。

町からの提供資料の取扱い

町が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

応募にあたって必要な事項

募集要綱等に定めるもののほか、応募に当たって必要な事項が生じた場合には、応募者に通知する。

4 事業者の選定

4 - 1 審査及び選定に関する事項

(1) 募集及び選定方法

本事業は、設計・建設段階及び維持管理・運営段階の各業務を通じて、事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、事業者の幅広い事業能力を総合的に評価することが必要である。そのため事業者の選定に当たっては、事業者が募集要綱に規定する応募に足る資格を有しており、かつ事業者の提案内容が、町が要求する設計業務、建設業務、維持管理業務及び運営業務に関する要求水準を満足することを前提として、公募型プロポーザル方式に基づき、総合評価を行い、事業者を選定する。

(2) 審査委員会の設置

事業者の選定については、学識経験者等から構成する(仮称)宇多津新給食センター整備運営事業提案審査委員会(以下、「審査委員会」という。)を設置する。審査委員会は、提案内容審査における評価基準に関する検討を行う他、募集要綱等の事業者選定に関する書類の審査を行い、事業者の選定において審査を行う。

審査に当たる委員は、次のとおりである。

区分	氏名	役職
委員長	北川 博敏	香川短期大学学長
委員(委員長職務代理)	高嶋 博	宇多津町監査委員・公認会計士
委員	細川 公紹	宇多津町PTA連絡協議会会長
委員	滝口 正志	宇多津町助役
委員	山分 博	宇多津町教育長
委員	加戸 みき	宇多津町学校給食共同調理場栄養士

(3) 事業者の選定

町は、審査委員会における審査結果を踏まえ、事業者を選定する。なお、優先交渉権者との協議が整わない場合は、町は、次点交渉権者と協議を行う。

(4) 審査の方法

事業者の選定は、下記に示した項目ごとに審査委員会が審査し、評価する。
資格審査と提案書審査における審査対象は、以下のとおりである。

資格審査

町は、応募者等の参加資格に関して示した項目について審査するとともに、本事業を継続的かつ安定的に遂行しうる能力の有無を審査する。

提案書審査

資格審査を通過した応募企業又は応募グループの提案書に掲載された下記の項目について審査する。

(ア) 設計業務、建設業務に関する提案書審査

設計業務、建設業務に関する提案書、実施体制、図面類などに関する応募者の提案書を審査する。

(イ) 維持管理等業務に関する提案書審査

維持管理等業務に関する提案書、実施体制などに関する応募者の提案書を審査する。

(ロ) 運營業務提案に関する提案書審査

運營業務に関する提案書、実施体制などに関する応募者の提案書を審査する。

(ハ) 事業計画に関する提案書審査

設計業務、建設業務、維持管理等業務及び運營業務を遂行するための事業計画及び事業収支計画の現実性、安定性について審査する。

(ニ) 提案金額

上記において提案した事項に基づき算定された、本事業の初期投資費、維持管理費及び運営費をもとに、全事業期間にわたる町の財政負担総額を審査する。

上記(ア)から(ニ)の項目に関する審査結果を総合的に評価する。

上記の審査に関わる具体的な評価基準については、優先交渉権者決定基準において示す。

4 - 2 契約に関する事項

(1) 基本協定の締結

町は、優先交渉権者決定後、優先交渉権者と本事業に関する基本協定を締結する。

(2) 特別目的会社の設立等

優先交渉権者は、基本協定に定める日までに、商法（明治 32 年法律第 48 号）に定める株式会社として、本事業を実施する特別目的会社（以下「SPC」という。）を宇多津町内に設立すること。

なお、応募企業又は応募グループの構成員は、SPC に対して必ず出資するものとし、その出資比率は全体の 50 パーセントを超えるものとする。また、応募グループの代表者の出資比率は、出資者中最大となること。

また、すべての出資者は、事業契約が終了するまで SPC の株式を保有するものとし、町の事前の書面による承認がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行うことはできない。

(3) 仮契約の締結

優先交渉権者との交渉が妥結した場合、その事業者と町は、事業契約書（案）に基づき、仮契約を締結する。

ただし、選定された事業者よりも、他の競争参加者が有利な条件や価格を提示することが明らかに可能となる変更は行わないことを条件として、必要に応じ、町と事業者間の認識の明確化を図るため事業契約書（案）の内容を変更することもあり得る。

(4) 本契約の締結

仮契約締結後、宇多津町議会の議決を経た後に、町は、SPC と事業契約を締結するものとする。

事業契約の締結に関する議案は、平成 18 年第 1 回定例会（3 月議会）に付議する予定である。

5 募集及び選定スケジュール

5 - 1 募集及び選定スケジュール

事業募集及び選定のスケジュール（予定）は、以下のとおりである。

日程（予定）	内 容
平成17年11月4日（金）	募集公告及び募集要綱等の公表
平成17年11月9日（水）	募集要綱等に関する説明会及び現場見学会
平成17年11月18日（金）	募集要綱等に関する質問受付
平成17年11月29日（火）	募集要綱等に関する質問に対する回答公表
平成17年11月30日（水）	参加表明書及び資格審査書類の受付
平成17年12月2日（金）	資格審査結果の通知
平成17年12月27日（火）	提案書の受付
平成18年1月20日（金）	提案書に関する事業者ヒアリング
平成18年1月31日（火）	優先交渉権者の決定及び公表
平成18年2月上旬	優先交渉権者との基本協定締結
平成18年2月下旬	仮事業契約締結
平成18年3月下旬	本事業契約締結

5 - 2 応募手続き等

(1) 募集要綱等に関する説明会及び現場見学会

民間事業者には本事業への参加を求めするため、募集要綱等に関する説明会を開催し、事業の内容、事業者の募集及び選定に関する事項等に関し、説明を行うとともに、建設予定地等の現場見学会を開催する。説明会及び現場見学会の日時、開催場所等については以下のとおりである。

説明会場では、資料を配布しないので、各自募集要綱等を持参すること。

配送先学校等の見学会

- ・ 集合日時：平成17年11月9日（水）午前10時
- ・ 集合場所：宇多津町コミュニティ会館 1階 多目的ホール
- ・ 見学対象：宇多津小学校、宇多津北小学校、宇多津中学校、宇多津幼稚園、中央保育所、平山保育所

募集要綱等に関する説明会

- ・ 開催日時：平成17年11月9日（水）午後2時～
- ・ 開催場所：宇多津町保健センター 4階 大会議室

建設予定地及び（既設）宇多津町学校給食共同調理場の見学会

- ・ 集合日時：平成 17 年 11 月 9 日（水）午後 3 時～
- ・ 集合場所：宇多津町コミュニティ会館 1 階 多目的ホール
- ・ 見学対象：建設予定地、（既設）宇多津町学校給食共同調理場

募集要綱等に関する説明会及び現場見学会の申込先・問合せ先

- ・ 申込方法：平成 17 年 11 月 8 日（火）までに、（様式 1）参加申込書に記入の上、
F A X・郵送・持参・E-mail のいずれかの方法により提出すること。
- ・ 申 込 先：宇多津町政策調整室
〒769-0292 香川県綾歌郡宇多津町 1881 番地
電話 0877-49-8600 F A X 0877-49-0662
E-mail suidou@town.utazu.kagawa.jp

(2) 募集要綱等に関する質問受付

募集要綱等に関する質問は、次のとおり提出すること。

- ・ 提出日時：平成 17 年 11 月 17 日（木）午前 9 時～平成 17 年 11 月 18 日（金）午後 5 時
- ・ 提出方法：（様式 2）募集要綱等に関する質問書に記入の上、添付ファイルにて E-mail
により提出すること。
E-mail suidou@town.utazu.kagawa.jp

(3) 募集要綱等に関する質問に対する回答公表

募集要綱等に関する質問等に対する回答は、平成 17 年 11 月 29 日（火）までに、宇多津町ホームページで公表する。

宇多津町ホームページ <http://town.utazu.kagawa.jp/>

(4) 参加表明書及び資格審査書類の受付

本事業への応募を希望する者は、参加表明書及び資格審査書類を次により提出すること。

- ・ 提出日時：平成 17 年 11 月 29 日（火）午前 9 時～平成 17 年 11 月 30 日（水）午後 5 時
（郵送による場合も同じ日時必着とすること。）
- ・ 提 出 先：宇多津町政策調整室
〒769-0292 香川県綾歌郡宇多津町 1881 番地
電話 0877-49-8600 F A X 0877-49-0662
- ・ 提出方法：参加表明書及び資格審査書類は、持参又は郵送にて提出すること。

(5) 資格審査結果の通知

資格審査結果は、応募企業又は応募グループの代表企業に対して、書面により平成 17 年 12 月 2 日（金）までに郵便で発送する。

(6) 応募の辞退

参加表明書及び資格審査書類を提出した後、応募を辞退する際には、(様式7) 辞退届を提出すること。

- ・提出期限：平成17年12月26日(月)午後5時
(郵送による場合も同じ日時までに必着とすること。)
- ・提出先：宇多津町政策調整室
〒769-0292 香川県綾歌郡宇多津町1881番地
電話 0877-49-8600 F A X 0877-49-0662
- ・提出方法：辞退届は、持参又は郵送にて提出すること。

(7) 提案書の受付

資格審査に合格し、提案書審査に参加する者は、提案書を次により提出すること。

- ・提出日時：平成17年12月26日(月)午前9時～平成17年12月27日(火)午後5時
(郵送による場合も同じ日時必着とすること。)
- ・提出先：宇多津町政策調整室
〒769-0292 香川県綾歌郡宇多津町1881番地
電話 0877-49-8600 F A X 0877-49-0662
- ・提出方法：提案書は、持参又は郵送にて提出すること。

(8) 提案書に関する事業者ヒアリング

提案書提出者に対し、提案書に関するヒアリングを実施する。ヒアリングの詳細(時間・場所等)については、提案書提出者に対し、別途、連絡する。

- ・実施予定期日：平成18年1月20日(金)

(9) 優先交渉権者の選定及び公表

選定結果の公表

優先交渉権者の選定を行った場合、その結果を、応募企業又は応募グループの代表企業に対して、書面により平成18年1月31日(火)までに郵便で発送するとともに、宇多津町ホームページで公表する予定である。

宇多津町ホームページ <http://town.utazu.kagawa.jp/>

優先交渉権者を選定しない場合

事業者の募集、提案の評価及び選定において、最終的に、応募者が無い、あるいは、いずれの応募者の提案においても公的財政負担の縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断された場合には、優先交渉権者を選定せず、特定事業の選定を取り消すこととし、この旨を速やかに宇多津町ホームページで公表する予定である。

6 提出書類

6 - 1 資格審査の提出書類

資格審査の提出書類として、以下の書類を原本1部、写し1部提出すること。

提出書類	対象企業	備考
(様式3)参加表明書		
(様式4)応募グループの構成員・協力会社表		
(様式5)応募グループの構成員・協力会社の概要		
(様式6)「構成員等の制限」に係る確認		
法人登記簿謄本	全ての企業	
会社概要(パンフレット等)	全ての企業	
貸借対照表及び損益計算書(直近3期分)	全ての企業	
納税証明書(最近1ヵ年)	全ての企業	
一級建築士事務所登録証明書の写し	設計企業	
HACCP対応施設に対する相当の知識を有していることを証明する書類 ¹	設計企業	
建設業の許可について(通知)の写し	建設企業	
経営事項審査結果通知書の写し	建設企業	
HACCPに対する相当の知識を有していることを証明する書類 ²	運営企業	
給食事業の調理実績表	運営企業	任意様式

1 HACCP対応施設または同類施設(ドライ対応の学校給食施設や民間調理施設)における設計実績の契約書の写し、HACCPに関する出版等実績、講習会等による認定資格証書等

2 HACCP対応施設または同類施設(ドライ対応の学校給食施設や民間調理施設)における運営実績の契約書の写し、HACCPに関する出版等実績、講習会等による認定資格証書等

6 - 2 提案書審査の提出書類

提案書審査の提出書類として、以下の書類を15部提出すること。

(1) 事業実施体制等に関する提案書

- (様式8) 事業実施体制等に関する提案書表紙
- (様式9) 本事業実施体制図
- (様式10) 設計業務、建設業務実施体制計画書
- (様式11) 維持管理業務実施体制計画書
- (様式12) 運營業務実施体制計画書

(2) 設計業務、建設業務に関する提案書

- (様式13) 設計業務、建設業務に関する提案書表紙
- (様式14) 設計の概要
- (様式15) 施設面積表
- (様式16) 外部仕上表
- (様式17) 内部仕上表

- (様式18) 建築設備計画書
- (様式19) 外構等計画書
- (様式20) 調理設備計画書
- (様式21) 調理備品計画書
- (様式22) 食器類等備品計画書
- (様式23) 衛生管理に関する提案書
- (様式24) 環境負荷低減及び省エネルギーに関する提案書
- (様式25) ライフサイクルコストの低減に関する提案書
- (様式26) 周辺地域に配慮した設計計画に関する提案書
- (様式27) 食育に関する提案書
- (様式28) 建設業務に関する提案書
- (様式29) 設計業務及び建設業務に関する工程計画書
- (様式30) 初期投資費見積書

(3) 維持管理業務に関する提案書

- (様式31) 維持管理業務に関する提案書表紙
- (様式32) 建築物保守管理業務計画書
- (様式33) 建築設備保守管理業務計画書
- (様式34) 外構等保守管理業務計画書
- (様式35) 調理設備保守管理業務計画書
- (様式36) 清掃業務計画書
- (様式37) 警備業務計画書
- (様式38) 大規模修繕業務計画書
- (様式39) 維持管理費見積書(1)
- (様式40) 維持管理費見積書(2)
- (様式41) 大規模修繕費見積書

(4) 運営業務に関する提案書

- (様式42) 運営業務に関する提案書表紙
- (様式43) 食材調達業務計画書
- (様式44) 検収業務計画書
- (様式45) 調理業務計画書
- (様式46) 配送・回収業務計画書
- (様式47) 洗浄・残滓等処理業務計画書
- (様式48) 衛生管理業務計画書
- (様式49) 運営費見積書(1)
- (様式50) 運営費見積書(2)

- (5) 事業計画に関する提案書
- (様式51) 事業計画に関する提案書表紙
 - (様式52) 提案金額
 - (様式53) 提案金額内訳書
 - (様式54) 財政支出見込表
 - (様式55-1) 資金調達計画書(1)
 - (様式55-2) 資金調達計画書(2)
 - (様式56) 事業収支計画書
 - (様式57) キャッシュフロー計算書
 - (様式58) リスク管理に関する提案書
 - (様式59) 事業の安定性に関する計画書
 - (様式60) 地域社会との連携に関する提案書

(6) 図面類

- (ア) 配置図
- (イ) 各階平面図
- (ウ) 断面図
- (エ) 外観透視図

6 - 3 提出書類作成要領

提出書類は、下記により作成すること。

(1) 一般的事項

使用言語等

本事業において、使用する言語は日本語、通貨単位は円、計量単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、時刻は日本標準時とする。また、原則として横書きで記述すること。

会社名等が分かる表記の禁止(一部)

提案書のうち、様式13から様式50まで及び図面については、ロゴマークの使用も含めて、応募者名(構成員名、協力会社名等を含む。)がわかる記述を避けること。

提案書のCD-Rによる追加提出について

提案書については、文書による提出に加えて、Microsoft Word(Windows版)又はMicrosoft Excel(Windows版)により作成し記録保存したCD-Rを併せて提出すること。ただし、図面類については除く。

提出書類について

- ・提出書類については、募集要綱及び募集要綱様式集に準拠し作成するものとし、これらに指定のない参考資料や補足説明資料等の添付は認めない。
- ・製本においては、下記の各書類の作成要領に準じ、ホッチキス留め又は綴り紐綴じとし、糊付や製本テープは使用しないこと。また、合紙やインデックス等及び所定の表紙以外に厚表紙やビニール等の添付はしないこと。

- ・各提案書の表紙には図やイラスト等を挿入しないこと。
- (2) 資格審査の提出書類
- ・資格審査の提出書類は、A 4 版縦長とし、ホッチキス留め（左側 2 箇所）にして提出すること。
 - ・資格審査の提出書類については、原本 1 部、写し 1 部を提出すること。
- (3) 提案書審査の提出書類
- ・提案書審査の提出書類は、A 4 版縦長及び A 3 版横長で作成すること。なお、A 3 版横長の提案書及び図面類等については、A 4 サイズに三つ折にして綴ること。
 - ・「6 - 2 提案書審査の提出書類」に示す「(1)・(2)・(3)・(4)・(5)」の区分ごとに、各提案書所定の表紙を付け、「(1)・(5)」と「(2)・(3)・(4)」をそれぞれ別冊とし、左側 2 箇所にパンチ穴を開けて、綴り紐で綴じて提出すること。なお、ホッチキス、天のり、製本テープは使用せず、フラットファイル等への綴り込みも必要ない。
 - ・「(1)・(2)・(3)・(4)・(5)」の各提案書ごとに、各ページの下中央に通しでページ番号をふること。（表紙及び目次については、ページ番号不要）
 - ・図面類については、提案書類中の「設計業務、建設業務に関する提案書」の末尾に綴じること。
 - ・提案書審査の提案書類（図面類を含む。）については、15 部を提出すること。

配置図

- ・縮尺 1/500、A 3 版 1 枚
- ・前面道路を含めて敷地全体について作成すること。

各階平面図

- ・縮尺 1/200、A 3 版枚数自由
- ・各階ごとに作成すること。

断面図

- ・縮尺 1/200、A 3 版枚数自由
- ・階高、天井高が理解できるものを最低 1 枚作成すること。

外観透視図

- ・A 3 版 2 枚、着色
- ・周辺敷地も含めて施設全体が鳥瞰できる図、及び建物の外観が分かる図を作成すること。

7 その他の事項

(1) 募集に関する問合せ先

本募集要綱に関する問合せ先は、次のとおりとする。

宇多津町 政策調整室

〒769-0292 香川県綾歌郡宇多津町 1881 番地

電 話 0877-49-8600

F A X 0877-49-0662

E-mail suidou@town.utazu.kagawa.jp

宇多津町ホームページ <http://town.utazu.kagawa.jp/>